令和８年度
生活指導部

SNS 学校ルール策定計画

１．ねらい

・スマートフォンやタブレットなどの情報端末の利用の仕方について、具体的な方針を設定し、指導する。

・SNS やオンラインゲームなどが子供たちの身近に存在し、その中でのいじめやトラブルが発生しているため、情報モラルの向上を目的とした学校のルールの必要性に対応する。

２．SNS 東京ルールについて

（１）東京都教育委員会より

児童・生徒が、いじめ等のトラブルや犯罪に巻き込まれないようにするとともに、学習への悪影響を防ぐため、次のとおり「ＳＮＳ東京ルール」を策定する。（平成 31 年４月 25 日改訂）

（１）スマホやゲームの一日の合計利用時間、使わない時間帯・場所を決めよう。
（２）必ずフィルタリングを付け、パスワードを設定しよう。
（３）送信前には、誰が見るか、見た人がどのような気持ちになるか考えて読み返そう。
（４）個人情報を教えたり、知らない人と会ったり、自撮り画像を送ったりしない。
（５）写真・動画を許可なく撮影・掲載したり、拡散させたりしない。

（２）取組のイメージ

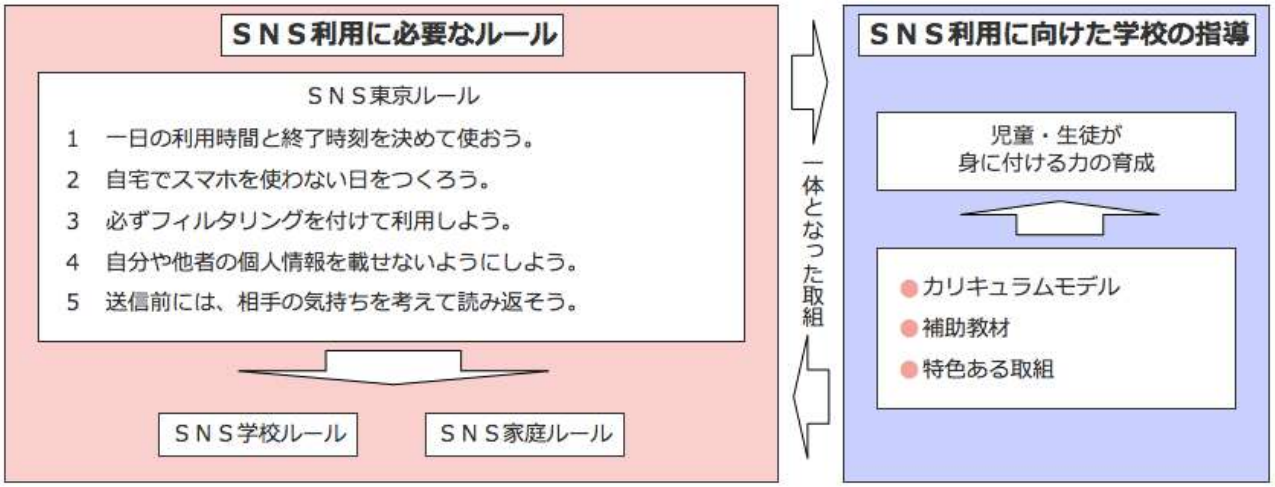

（３）具体的な取組

①「ＳＮＳ学校ルール」及び「ＳＮＳ家庭ルール」を作ることの指導・啓発
②補助教材「ＳＮＳ東京ノート」の作成・配布・活用の促進
③「情報モラル推進校」の指定、成果の共有（スマホミーティング等）
④教員の指導力向上のための「情報教育研修（情報モラル）」の実施
⑤ＬＩＮＥ株式会社との共同研究
⑥「親子 GIGA ワーク教室」の実施（都内小学校約１５０校）

令和８年度
生活指導部

３．小笠原村いじめ防止基本方針（抜粋）

（１）インターネットを通じて行われるいじめ対策の推進

・村教委は、都教委から提供されるネットいじめに関する情報等について、速やかに村立学校へ提供するとともに、対応を適切に行えるよう、必要な指導、助言又は援助を行う。

（２）いじめの未然防止

・村立学校は、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、児童等に対する情報モラル教育の充実及び児童等やその保護者に対する啓発活動を行う。

４．今後の取組

（１）SNS 学校ルール作成

・SNS 東京ルールと本校の実態を踏まえた学校ルールの素案を作成する。

・児童（４年生以上）にアンケートを実施し、子供たち自身が必要と考えることを抽出するとともに、主体的に守ることができる内容にする。

（２）SNS 家庭ルール作成の啓発

・SNS 東京ルール、SNS 学校ルールの周知を行う。

・『SNS 家庭ルール作成のお願い』（東京都教育委員会）を配布する。

令和８年度
生活指導部

小笠原小学校
SNS 学校ルール

～　SNS 東京ルール　～

1．一日の利用時間と終了時刻を決めて使おう。
2．自宅でスマホを使わない日をつくろう。
3．必ずフィルタリングを付けて利用しよう。
4．自分や他者の個人情報を載せないようにしよう。
5．送信前には、相手の気持ちを考えて読み返そう。

保護者の皆様へ
　平成２７年に東京都教育委員会は、都内全公立学校の児童・生徒が、いじめ等のトラブルや犯罪に巻き込まれないようにするとともに、学習、健康への悪影響を防ぐため、SNS を利用する際のルール「SNS 東京ルール」を策定しました。これを受けて、本校では、児童への意識調査を基に、「SNS 学校ルール」を策定しました。
　学校ルールを参考に、お子さんが SNS を利用しても、いじめに関わったり、依存症（健康被害・学習への支障等）に陥ったりせず、安心して生活を送ることができるよう、家庭でも使い方について話し合い、家庭ルールを作ってください。自分や家族、友達を守るためにも、家族みんなが確認できるところにルールを貼りましょう。また、定期的にルールをチェックし、再確認しましょう。ご協力をお願いいたします。

令和８年度
生活指導部

①家庭ルールを作ろう。

☆おうちの人と守れる約束を決めましょう。
☆使っていい日、時間、場所を話し合いましょう。
☆使っていいサイト、やっていいゲームなど、内容について話し合いましょう。
☆守れなかったときのことも決めましょう。

②困ったことがあったら、大人に相談しよう。

☆チェーンメールや迷惑メールなどの通知は、無視することも大切です。
☆お金がかかることは、必ず親の許可を得ましょう。
☆自分に害になると思ったら、見ない、やらない勇気をもちましょう。
☆ネット上には、正しい情報と正しくない情報があります。信じて良いものなのか、しっかりと考えて判断しましょう。

③小学生が見てはいけないものや、やってはいけないことを守ろう。

☆年齢制限が設けられた動画やゲームがあります。自分の年齢にあったものをやりましょう。

④自分や他者の個人情報を発信しないようにしよう。

☆名前や住所、電話番号、通っている学校などの情報をＳＮＳ上に公表してしまうと、思わぬトラブルに巻き込まれてしまうことがあります。

☆個人情報の１つ、肖像権について

・自分の姿をみだりに撮影されない権利。

・撮られた写真や画像を勝手に利用されない、公表されない権利。

⑤ＳＮＳで、人が傷つくことや嫌がることを書き込むのはやめよう。

☆顔や名前を明かさないで、誰が言っているのか分からないようにして悪口を言うのはとても卑劣なことです。

☆ＳＮＳ上では、多くの人が一度に見られたり、ずっと残ってしまったりして、相手はずっと苦しむことになります。

令和８年度
生活指導部

SNS 家庭ルール

1	
2	
3	
4	
5	

ルールを守(まも)って、
安全(あんぜん)に利用(りよう)しましょう！